

# 障害者雇用納付金関係業務調査における 個人情報取扱い等について

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構は  
「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(※)  
の対象となる団体です。

(※) 個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、  
独立行政法人等が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めた法律です。

## 個人情報とは

「個人情報」とは、氏名、生年月日などにより  
個人が誰であるかを識別することができる情報を  
いいます。

個人の身体、財産などの属性に関する情報も、  
氏名などと一体になっていれば「個人情報」に  
当たります。

氏名	〇〇 〇〇
性別	男性
生年月日	昭和〇〇年1月1日
現住所	東京都〇〇区〇〇1-1-1
職業	〇〇株式会社 社員
年間所得	〇〇〇万円
保険料額	〇〇生命保険 〇千円
	〇〇年金基金 〇千円
控除額	〇万円

## (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

### 個人情報の適正な取扱いのルール

- ・ 利用目的の明確化、保有の制限
- ・ 本人から直接、書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示
- ・ 適正な取得
- ・ 目的外利用・提供の制限
- ・ 正確性の確保
- ・ 安全確保の措置
- ・ 従事者の義務

※役職員の不正な収集、利用、漏えい  
などに対する罰則規定あり

ルールの遵守  
を前提に情報  
提供を事業主  
に依頼

文書などに記録  
された個人情報

個人情報  
ファイル

総務省

法律の適正な運用の確保

所管府省 (厚生労働省)

指導、助言

## 障害者雇用納付金関係業務調査における個人情報の取扱いのルール

### 〔管理〕

- 障害者雇用納付金関係業務調査（以下「調査」という。）のために取得した個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、または当機構が定める「個人情報の取扱いに関する規程」等に従い、適切に管理いたします。

### 〔保有の制限〕

- 個人情報の保有に当たっては、調査の遂行に必要な情報に限るものとします。また、調査の遂行に必要な範囲を超えた個人情報を保有することは致しません。

### 〔利用目的の明示〕

- 調査に必要な個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を必ず文書等で明示致します。

### 〔適正な取得〕

- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得することは致しません。

### 〔利用及び提供の制限〕

- 調査のために取得した個人情報を、調査以外の目的のために利用及び提供することは致しません。

ただし、障害者雇用納付金制度の効果的な運営及び障害者の雇用支援策の検討等に関する統計資料の基礎データとして活用する場合があります。この場合においては、個別の企業や個人が識別できないよう処理した結果のみを利用します。

### 〔正確性の確保〕

- 調査に必要な範囲で、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めます。

### 〔安全確保の措置〕

- 個人情報の取扱いにあたっては、漏えいなどの防止のために必要な措置を講じます。

### 〔従事者の義務〕

- 調査で知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用することは致しません。

## 以下の行為を行った役職員には、罰則が適用されます

【独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）】

- 個人の秘密が記録された電子計算機処理の個人情報ファイルを正当な理由なく提供する行為については、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- 業務に際して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- 個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を、職権を利用して、専ら職務の用以外の用に収集する行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

※ 対象となる情報に個人番号（マイナンバー）を含む場合は、上記よりも刑の上限が引き上げられており、罰則が強化されています。